

雇用保険料

平成27年度の雇用保険料などの収入(約2兆4,346億円(うち保険料収入は約2兆2,653億円))は、失業等給付費、就職支援法事業、雇用保険二事業など、以下のように使われています。

※ 失業等給付費や就職支援法事業の保険料については、事業主および労働者双方にご負担いただいています。

① 失業等給付 (1兆5,030億円)

①労働者が失業した場合、②労働者に雇用の継続が困難となる事由が生じた場合、③労働者が自ら教育訓練を受けた場合に、生活および雇用の安定と就職の促進を図るための給付を行っています。

平成27年度は、一般求職者給付(いわゆる失業手当)について、新規に約122万人に給付を行いました。

具体的な給付とそれぞれの給付総額は、右の通りです。

種類	金額	構成比
合計	15,030億円	100.0%
一般求職者給付	6,772億円	45.1%
高年齢求職者給付	509億円	3.4%
短期雇用特例求職者給付	210億円	1.4%
日雇労働求職者給付	78億円	0.5%
就職促進給付	1,531億円	10.2%
教育訓練給付	62億円	0.4%
高年齢雇用継続給付	1,725億円	11.5%
育児休業給付	4,122億円	27.4%
介護休業給付	22億円	0.1%

② 雇用保険二事業 (3,894億円)

雇用保険二事業では失業の予防、雇用機会の増大、労働者の能力開発などを行うための事業を行っています(例:雇用調整助成金)。

これにより、失業者が減少し、失業等給付も減少することが期待されます。

それぞれの事業については、必要性や効率性などを徹底的にチェックし、毎年度見直しを行っています。

種類	事業の概要
雇用安定事業	雇用維持等のための事業主に対する助成金の支給、中高年齢者等の再就職の緊要度が高い求職者に対する再就職支援、若者や子育て女性に対する就労支援などを行っています。
能力開発事業	在職者や離職者に対する職業訓練の実施、事業主が行う教育訓練への支援などを行っています。

③ 就職支援法事業 (279億円)

就職支援法事業では職業訓練実施機関に対する助成や雇用保険を受給できない求職者に対して、職業訓練受講給付金の支給を行うことにより、就職の促進を図ります。

④ その他 (1,214億円)

①から③のほか、雇用保険給付や雇用保険料の徴収を行うために必要な人件費、事務費、雇用保険料の精算返還金などに支出しています。

※ 失業等給付及び就職支援法事業は、保険料収入のほか給付費の一定割合を国庫で負担しています。

※ 失業等給付及び雇用保険二事業については、雇用情勢が悪化した際にも安定した給付や機動的な雇用対策を講じることができるよう剰余金を積み立てています。

平成29年度の労働保険年度更新手続は、6月1日から7月10日までの間にお願ひします！



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所